**平成２４年（フ）第１２９号**
茨城県取手市新川132番地１
破産者　株式会社東京ランドリー三協
１　決定年月日　平成24年12月21日
２　主文　本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
水戸地方裁判所龍ヶ崎支部破産係

**平成２４年（フ）第３９号**
埼玉県秩父市宮側町15番11号
破産者　株式会社あんしんサポート
１　決定年月日　平成24年12月21日
２　主文　本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
さいたま地方裁判所秩父支部破産係

**平成２４年（フ）第９７２号**
東京都東村山市秋津町５丁目11番地38
破産者　株式会社本橋建設
１　決定年月日　平成24年12月21日
２　主文　本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
東京地方裁判所立川支部民事第４部

**平成２４年（フ）第３４号**
石川県七尾市寿町112番地８
破産者　株式会社三和機工
１　決定年月日　平成24年12月21日
２　主文　本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
金沢地方裁判所七尾支部

**平成２３年（フ）第４９１号**
山梨県中央市乙黒326番地９
破産者　株式会社生物化学研究所
１　決定年月日　平成24年12月21日
２　主文　本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
甲府地方裁判所民事部破産係

**平成２４年（フ）第９０号**
山梨県甲府市里吉３丁目７番８号
破産者　有限会社アルバ
１　決定年月日　平成24年12月21日
２　主文　本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
甲府地方裁判所民事部破産係

**平成２４年（フ）第４８５号**
静岡市清水区長崎98番地の１
破産者　清算会社有限会社山田工業
１　決定年月日　平成24年12月21日
２　主文　本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
静岡地方裁判所民事第２部

**平成２４年（フ）第１１号**
三重県鈴鹿市自由ヶ丘２丁目11番８号、破産手続開始決定時の住所三重県鈴鹿市高岡台１丁目７番20号
破産者　波多野直明
１　決定年月日　平成24年12月21日
２　主文　本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
津地方裁判所破産係

**平成２４年（フ）第１８０号**
三重県津市渋見町３番地14
破産者　中田　和子
１　決定年月日　平成24年12月21日
２　主文　本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
津地方裁判所破産係

**平成２４年（フ）第６５５号**
京都府相楽郡和束町大字別所小字中西45番地
破産者　有限会社葵
１　決定年月日　平成24年12月21日
２　主文　本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
京都地方裁判所第５民事部破産係

**平成２３年（フ）第５１号**
広島県安芸高田市吉田町吉田1079番地
破産者　株式会社　西幸
１　決定年月日　平成24年12月21日
２　主文　本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
広島地方裁判所三次支部

**平成２４年（フ）第４７号**
最後の住所地愛媛県八幡浜市大字舌間２番耕地376番地
破産者　被相続人松本喜正の相続財産
１　決定年月日　平成24年12月21日
２　主文　本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
松山地方裁判所大洲支部

**平成２３年（フ）第３９５号**
佐賀県佐賀市大財４丁目２番17号
破産者　有限会社シー・ビー・シー
１　決定年月日　平成24年12月21日
２　主文　本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
佐賀地方裁判所民事部破産係

**平成２４年（フ）第５７３号**
熊本市中央区城東町４番７号
破産者　日欧商会合同会社
１　決定年月日　平成24年12月21日
２　主文　本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
熊本地方裁判所民事第１部破産再生係

**平成２４年（フ）第２１号**
宮崎市城ケ崎３丁目５番地６　メゾンＡＹＵＭＩ―302号
破産者　西村　俊一
１　決定年月日　平成24年12月21日
２　主文　本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
宮崎地方裁判所破産係

**平成２４年（フ）第２５０号**
宮崎県西都市大字鹿野田6622番地４
破産者　有限会社千彩
１　決定年月日　平成24年12月21日
２　主文　本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
宮崎地方裁判所破産係

## 破産手続廃止及び免責許可決定

**平成２４年（フ）第８６号**
栃木県小山市花垣町１丁目13番２号　ゼロ・ジー・ブロック109号室
破産者　香川　三男
１　決定年月日　平成24年12月18日
２　主文　本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　主文　破産者について免責を許可する。
宇都宮地方裁判所栃木支部

**平成２４年（フ）第９０号**
千葉県木更津市八幡台２丁目11番２号
破産者　大堀　　忠
１　決定年月日　平成24年12月18日
２　主文　本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　主文　破産者について免責を許可する。
千葉地方裁判所木更津支部

**平成２４年（フ）第３５４号**
鹿児島県いちき串木野市上名1946番地２
破産者　中野　順一
１　決定年月日　平成24年12月18日
２　主文　本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　主文　破産者について免責を許可する。
鹿児島地方裁判所民事第３部破産係

**平成２４年（フ）第７６号**
岩手県九戸郡洋野町帯島第２地割44番地、旧住所岩手県九戸郡洋野町帯島第２地割44番地５
破産者　川代　義明
１　決定年月日　平成24年12月19日
２　主文　本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　主文　破産者について免責を許可する。
盛岡地方裁判所第２民事部

**平成２４年（フ）第６５９号**
仙台市青葉区川平２丁目18番32号
破産者　小瀬川　茂
１　決定年月日　平成24年12月19日
２　主文　本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　主文　破産者について免責を許可する。
仙台地方裁判所第４民事部破産係